

制定 平成 14 年 3 月 28 日 国空航第 1285 号 国空機第 1308 号 国空乗第 91 号
改正 平成 15 年 3 月 28 日 国空航第 1277 号 国空機第 1416 号 国空乗第 2078 号
改正 平成 16 年 3 月 19 日 国空航第 1125 号 国空機第 1246 号 国空乗第 447 号
改正 平成 17 年 8 月 12 日 国空航第 262 号 国空機第 375 号 国空乗第 161 号
改正 平成 23 年 6 月 30 日 国空総第 454 号
改正 平成 24 年 10 月 15 日 国空航第 446 号 国空機第 581 号
改正 平成 26 年 7 月 17 日 国空航第 288 号 国空機第 536 号
改正 令和 2 年 12 月 24 日 国空航第 2751 号 国空機第 939 号

国土交通省航空局長

模擬飛行装置等認定要領

第 1 章 総 則

1-1 目 的

この要領は、模擬飛行装置等が航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 46 条の 2、第 158 条第 3 項、第 159 条第 2 項、第 160 条第 2 項、第 161 条第 2 項、第 162 条の 14、第 164 条第 3 項（第 164 条の 2 第 2 項、第 164 条の 3 及び第 164 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 164 条の 10 第 4 項（第 164 条の 11 第 2 項及び第 164 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）及び別表第 2 に規定する用途に適することを認定するに当たっての具体的事務処理手続及び模擬飛行装置等の技術上の基準等を定めることを目的とする。

1-2 定 義

1-2-1 この要領において「模擬飛行装置等」とは、模擬飛行装置及び飛行訓練装置をいう。

1-2-2 この要領において「模擬飛行装置」とは、ビジュアル装置及びモーション装置を有する航空機乗組員の訓練、試験、審査等に適する装置であって、特定の型式の航空機の操縦室を模擬したものをいう。

1-2-3 この要領において「飛行訓練装置」とは、1-2-2 以外の航空機乗組員の訓練、試験、審査等に適する装置であって、航空機の操縦室又はその一部を模

擬したものという。

1－2－4 この要領において「認定検査ガイド」とは、認定及び定期検査のための検査項目、検査実施方法、実機での計測値等を記載した書類をいう。

1－3 模擬飛行装置の区分

模擬飛行装置は、レベルA、レベルB、レベルC及びレベルDに区分する。

1－4 飛行訓練装置の区分

飛行訓練装置はレベル1、レベル2、レベル3、レベル4、レベル5、レベル6及びレベル7に区分する。

第2章 申 請

2－1 申請者

申請者は模擬飛行装置等の所有者とする。

ただし、申請者が代理人を介して申請を行うこともできる。この場合には、当該代理人が申請者から委任を受けていることを申請の段階で明示すること。

2－2 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書1通（電子データでも可）を提出するものとする。

(1) 当該装置の型式

(2) 当該装置の所有者名

(3) 次に掲げる認定を受けようとする区分及び模擬対象とする航空機の型式

a 模擬飛行装置にあっては、認定を受けようとする区分及び模擬対象とする航空機の型式

b 飛行訓練装置レベル4からレベル7までにあっては、認定を受けようとする区分及び模擬対象とする航空機の型式

c 飛行訓練装置レベル1からレベル3までにあっては、認定を受けようとする区分

(4) 当該装置の製造者、製造年月日及び製造番号

(5) 当該装置の定置場

(6) 認定を受けようとする用途及び必要な場合には当該用途に対して指定を受けようとする当該装置の操作の方式

(7) 実地検査を希望する期日及び場所

2－3 2－2の申請書には、次の書類各1通を添付させるものとする。

(1) 当該装置の機能、性能等の概要を記載した書類

- (2) 当該装置が第4章の規定に適合することを説明した次の書類
 - a 認定検査ガイド
 - b 実機の製造者の作成した技術資料等
- (3) 当該装置の整備の方法
 - 当該装置の維持管理について一義的に責任を有する者を明記すること。
- (4) 当該装置が本邦外で製造されたものであって、必要な場合には、当該装置又は同種の装置についての製造国政府による認定の事実を記載した書類、その際使用された認定検査ガイド及びその検査記録
- (5) その他参考となる事項を記載した書類

第3章 認定検査

- 3-1 第2章による申請書及び添付書類の提出があったときは、第4章の規定に従つて当該書類の審査（以下「書類審査」という。）及び実地検査を行うものとする。
- 3-2 3-1の実地検査は、航空局職員であって相当する航空機の型式の限定を受けた操縦士等の技能証明を有する者及び航空機検査官が行うものとする。
- 3-3 認定検査は、初回認定時に行うものの他、模擬飛行装置等の区分を変更する改修等を行った後、新たな区分で認定を受けようとする場合に行うものとする。

第4章 模擬飛行装置等の要件

4-1 模擬飛行装置の要件

レベルA、レベルB、レベルC及びレベルDの模擬飛行装置の認定に係る要件は、別に定める模擬飛行装置等認定要領細則によるものとする。

4-2 飛行訓練装置の要件

レベル1、レベル2、レベル3、レベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定に係る要件は、別に定める模擬飛行装置等認定要領細則によるものとする。

第5章 認定

5-1 第3章の認定検査の結果、認定することが適當であると認められるときは認定書を交付するものとする。

5-2 認定は、模擬飛行装置にあっては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途について、飛行訓練装置レベル1からレベル3までにあっては区分及び用途について、飛行訓練装置レベル4からレベル7までにあっては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途について行うものとする。

5-3 模擬飛行装置等の認定する用途の範囲は、次に掲げるとおりとする。

5-3-1 模擬飛行装置レベルD

- (1) 規則第46条の2に規定する航空従事者の実地試験（航法を除く。）
- (2) 規則第158条第3項に規定する操縦者の最近の飛行の経験
- (3) 規則第159条第2項に規定する航空機関士の最近の飛行の経験
- (4) 規則第160条第2項に規定する航空通信士及び航空士の最近の飛行の経験
- (5) 規則第161条第2項に規定する計器飛行に係る最近の飛行の経験
- (6) 規則第162条の14第3項の規定による特定操縦技能の実技審査
- (7) 規則第164条第3項の規定による機長の資格認定に係る実地審査（規則第163条第2項に係るものに限る。以下同じ。）
- (8) 規則第164条の2第2項の規定により準用する規則第164条第3項に規定する機長の定期審査に係る実地審査
- (9) 規則第164条の3の規定により準用する規則第164条第3項に規定する機長の臨時審査に係る実地審査
- (10) 規則第164条の2第2項及び規則第164条の3の規定により準用する規則第164条第3項の規定により、国土交通大臣が行う航空法（昭和27年法律第231号）第72条第8項に規定する機長の特別審査に係る実地審査
- (11) 規則第164条の6第2項の規定により準用する規則第164条第3項に規定する機長の社内資格認定、社内定期審査及び社内臨時審査に係る実地審査
- (12) 規則第164条の10第4項に規定する査察操縦士の指名審査に係る実地審査
- (13) 規則第164条の11第2項の規定により準用する規則第164条の10第4項に規定する査察操縦士の指名定期審査に係る実地審査
- (14) 規則第164条の12第2項の規定により準用する規則第164条の10第4項に規定する査察操縦士の指名臨時審査に係る実地審査
- (15) 規則別表第2の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送

用操縦士及び計器飛行証明の欄に規定する飛行経歴

(16) 規則別表第2の定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び計器飛行証明の欄に規定する計器飛行の経歴

(17) 規則別表第2の航空機関士の欄に規定する航空機関士業務の経歴

5-3-2 模擬飛行装置レベルC

- (1) 5-3-1 の(1) に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目
- (2) 5-3-1 の(2) から(5) までに掲げる経験
- (3) 5-3-1 の(6) に掲げる実技審査
- (4) 5-3-1 の(7)、(11) (社内資格認定に限る。)、(12)、(13) 及び(14) に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5-3-1 の(8) から(11) (社内定期審査及び社内臨時審査に限る。) までに掲げる実地審査
- (6) 5-3-1 の(15) から(17) までに掲げる経歴

5-3-3 模擬飛行装置レベルB

- (1) 5-3-1 の(1) に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目
- (2) 5-3-1 の(3) から(5) までに掲げる経験
- (3) 5-3-1 の(6) に掲げる実技審査
- (4) 5-3-1 の(7)、(11) (社内資格認定に限る。)、(12)、(13) 及び(14) に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5-3-1 の(8) から(11) (社内定期審査及び社内臨時審査に限る。) までに掲げる実地審査
- (6) 5-3-1 の(15) から(17) までに掲げる経歴

5-3-4 模擬飛行装置レベルA

- (1) 5-3-1 の(1) に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目
- (2) 5-3-1 の(3) から(5) までに掲げる経験
- (3) 5-3-1 の(6) に掲げる実技審査
- (4) 5-3-1 の(7)、(11) (社内資格認定に限る。)、(12)、(13) 及び(14) に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5-3-1 の(8) から(11) (社内定期審査及び社内臨時審査に限る。) までに掲げる実地審査
- (6) 5-3-1 の(15) から(17) までに掲げる経歴

5-3-5 飛行訓練装置

- (1) 5-3-1 の(1) に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目

- (2) 5-3-1 の(3)から(5)までに掲げる経験
- (3) 5-3-1 の(6)に掲げる実技審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (4) 5-3-1 の(7)、(11)(社内資格認定に限る。)、(12)、(13)及び(14)に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5-3-1 の(8)から(11)(社内定期審査及び社内臨時審査に限る。)までに掲げる実地審査
- (6) 5-3-1 の(15)及び(16)に掲げる経歴

第6章 定期検査等

6-1 定期検査

6-1-1 認定した模擬飛行装置等について、毎年度1回（但し、前回からの間隔は1年に近い期間とすることが望ましい。）必要な資料の提出を求め、書類審査及び実地検査を行うものとする。実地検査については、前回の定期検査においてこれを実施した場合には、省略することができる。

6-1-2 実地検査は、認定検査ガイドで規定する検査項目のうちの一部について行うものとする。

6-1-3 3-2の規定は、6-1-1の実地検査について準用するものとする。

6-2 臨時検査

6-2-1 認定された模擬飛行装置等について、この要領に定める要件に適合しなくなる恐れがある性能、機能等の劣化が認められるときは、必要な資料の提出を求め、臨時に書類審査及び実地検査を行うものとする。

6-2-2 3-2の規定は、6-2-1の実地検査について準用するものとする。

6-3 合格書

6-3-1 定期検査又は臨時検査の結果、この要領に定める所定の要件を満たしていると認められるときは、合格書を交付するものとする。

6-4 届出

6-4-1 認定を受けた模擬飛行装置等について、次の事項を変更するときは、変更に係る事項の新旧対照、変更する理由及び変更予定年月日を添えて事前に届出させるものとする。

- (1) 装備、性能等の現状
- (2) 定置場

(3) 認定検査ガイド

(4) 維持管理について一義的に責任を有する者及びその整備の方法

6-4-2 模擬対象とする航空機の装備、性能等の変更に伴い、認定を受けた模擬飛行装置等に軽微な変更を行うときは、6-4-1に準じて届出させるものとする。

6-4-3 6-4-1により届出があった変更内容については、次回定期検査時に、必要な資料の提出を求め、書類審査及び実地検査を行うものとする。ただし、変更事項の内容により実地検査の全部又は一部を省略することができるものとする。

第7章 認定の取消等

7-1 次の各号の一に該当するときは、認定を取り消し、又はその効力の一部若しくは全部を一時停止するものとする。

- (1) 当該模擬飛行装置等が、この要領に定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) 当該模擬飛行装置等の管理者が、正当な理由がないのに第6章の届出をせず、又は資料の提出要求若しくは第6章の臨時検査に応じなかったとき。
- (3) 当該模擬飛行装置等の管理者から申出があったとき。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成14年4月1日から適用する。

(模擬飛行装置等認定要領の廃止)

2. 模擬飛行装置等認定要領（昭和60年4月25日付け、空航第324号、空検第237号、空乗第2038号。以下「旧要領」という。）は、平成14年3月31日限りで廃止する。

(経過措置)

3. この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置等は、旧要領の定める用途について認定を受けているものとみなす。

4. 現に認定を受けている第2種模擬飛行装置、第1種フェイズ1模擬飛行装置、第1種フェイズ2模擬飛行装置及び第1種フェイズ3模擬飛行装置にあっては、この要領の適用以降、初回の定期検査時に、それぞれ模擬飛行装置レベルA、レベルB、レベルC及びレベルDと模擬飛行装置の種類及び区分を変更して申請すること。

ただし、特に必要と認められる場合を除き、認定検査ガイド等の変更は必要としな

い。

5. 現に認定を受けている第3種模擬飛行装置及び第4種模擬飛行装置並びに飛行訓練装置にあっては、この要領の適用以降、初回の定期検査時に、それぞれ新たに認定を受けようとする飛行訓練装置の区分に応じて、模擬飛行装置等の種類及び区分を変更して申請すること。

この際に、必要とされる認定検査ガイド等の変更を行い、併せて、変更の届け出を行うこと。

附 則（平成16年3月19日）

(施行期日)

1. この要領は、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2. この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置のうち、所有者以外の者が申請を行い当局の認定を受けているものについては、この要領の適用以降初回の定期検査時に、新たに所有者による認定検査申請を行い、当該新規認定を受けると同時に現に受けている認定書を返納すること。

この場合、本要領第3-3項に該当する場合を除き、第3-1項に定める認定検査に代えて第6-1項に従った検査を行うものとする。

附 則（平成23年6月30日）

(施行期日)

1. この要領は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成24年10月15日）

(施行期日)

1. この要領は、平成24年10月15日から適用する。

(経過措置)

2. この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置等は、この要領の定める用途について認定を受けているものとみなす。

附 則（平成 26 年 7 月 17 日）

（施行期日）

1. この要領は、平成 26 年 7 月 17 日から適用する。

（経過措置）

この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置等は、この要領の定める用途について認定を受けているものとみなす。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日）

（施行期日）

1. この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。